

議案第41号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月10日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

開発行為の許可	1件につき		
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為			
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満		22,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満		45,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満		89,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満		130,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満		180,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満		230,000円	

開発区域の面積が10ヘクタール以上	310,000円	
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	31,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	67,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	210,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	280,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	350,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	490,000円	
(3) その他の開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	270,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	400,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	520,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	680,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	900,000円	

」を

「

開発行為の許可 (1) 主として自己の居住の用に供する住	1件につき		
---------------------------------	-------	--	--

宅の建築の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	23,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	45,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	89,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	180,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	230,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	310,000円	
(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	31,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	67,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円	
開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	210,000円	
開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	280,000円	
開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	350,000円	
開発区域の面積が10ヘクタール以上	490,000円	
(3) その他の開発行為		
開発区域の面積が0.3ヘクタール未満	130,000円	
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	200,000円	
開発区域の面積が0.6ヘクタール	270,000円	

以上1ヘクタール未満 開発区域の面積が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満 開発区域の面積が3ヘクタール以上 6ヘクタール未満 開発区域の面積が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満 開発区域の面積が10ヘクタール以上			
		400,000円	
		520,000円	
		680,000円	
		900,000円	

」に、

「

用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可	1件につき	46,000円	
予定建築物等以外の建築等の許可	1件につき	26,000円	

」を

「

用途地域の定められていない土地の区域における建築物の特例許可	1件につき	48,000円	
予定建築物等以外の建築等の許可	1件につき	27,000円	

」に、

「

優良宅地造成の認定	1件につき		
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満		86,000円	
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満		130,000円	
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満		200,000円	
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満		270,000円	
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満		400,000円	
造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満		520,000円	
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満		680,000円	
造成宅地の面積が10ヘクタール以上		900,000円	

」を

「

優良宅地造成の認定	1件につき		
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満		86,000円	
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上		140,000円	
0.3ヘクタール未満			
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上		200,000円	
0.6ヘクタール未満			
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上		270,000円	
1ヘクタール未満			
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満		400,000円	
造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満		520,000円	
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満		680,000円	
造成宅地の面積が10ヘクタール以上		900,000円	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

提案理由

開発行為の許可等に係る手数料の額を改定するため、本案を提出する。